

生活資金にお困りのみなさまへ

# 生活福祉資金のご案内

このたびの新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で生活資金にお困りの方々へ、生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付をご案内します。本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

## 緊急小口資金「特例貸付」の貸付内容

### ■貸付対象

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とし、以下の①～⑤に該当する世帯  
①世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる  
②世帯員に要介護者がいる  
③4人以上の世帯である  
④世帯員に子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる

・新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子  
・風邪症状などの新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子  
⑤世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足する場合

### ■貸付限度額

①～⑤に当てはまる場合、一世帯につき1回限り20万円以内

その他の場合、一世帯につき1回限り10万円以内

■据置期間 貸付の日から1年以内

■償還期間 据置期間終了後2年以内

■貸付利子 無利子

### ■必要なもの

借入申込者の身分を証明できるもの（住民票、健康保険証、運転免許証等）

世帯全員の住民票

印鑑

借入申込者の預金通帳またはキャッシュカード  
新型コロナウイルス感染症の影響により減収したことの確認書類（給与明細、通帳等）

## 緊急小口資金「特例貸付」の貸付金の交付方法

借入申込者が指定する金融機関に送金します。

## 総合支援金（生活支援費）「特例貸付」の貸付内容

### ■貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■貸付限度額 単身世帯…月15万円以内  
2人以上…月20万円以内

■貸付期間 原則3か月とし、最長12か月以内

■据置期間 貸付の日から1年以内

■償還期間 据置期間終了後10年以内

■貸付利子 無利子

### ■その他

総合支援資金（生活支援費）の特例貸付を利用するにあたっては、原則として生活困窮者自立支援法にもとづく自立相談支援機関による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していることを要件とします。

※今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができますこととしています。

■受付窓口 木古内町社会福祉協議会

☎013921212780

### ■受付時間

月曜～金曜（土日祝日除く）  
8時30分～17時15分

レジ袋削減にご協力ください

## レジ袋有料化7月1日スタート

プラスチックは、非常に便利な素材です。成形しやすく、軽くて丈夫で密閉性も高いため、製品の軽量化や食品ロスの削減など、あらゆる分野で私たちの生活に貢献しています。一方で、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ、地球温暖化などの課題もあります。私たちは、プラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。このような状況を踏まえ、7月1日より、全国でプラスチック製買物袋、いわゆるレジ袋の有料化を行うこととなりました。これは、普段何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要かを考えていただき、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的としています。

皆さんも、レジ袋有料化をきっかけに自身のライフスタイルを見つめ直し、エコバッグを持ち歩く等、できることからプラスチックを賢く使う工夫をしてみましょう。

■お問い合わせ先（受付時間 月～金 9時～18時15分）

事業者向け相談窓口 ☎0570-000930

消費者向け相談窓口 ☎0570-080180

